

令和7年度 鴨川市地域防災計画改訂要旨

第1 改定の背景

鴨川市地域防災計画は、令和元年台風災害の教訓等を踏まえて令和2年度に大幅改定し、その後令和4年度に組織改編を伴う修正を行った。

その後も、国においては、防災関係法令等の改正、防災基本計画の修正及び関連する指針の改訂を行っている。また、今年6月には、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、災害対策基本法の大幅改正が行われた。

千葉県においても、千葉県地域防災計画、千葉県業務継続計画(地震・津波編)を修正するなど、防災力の強化を推進している。

本市においても、災害協定の拡充、鴨川市防災マップ(web版)の作成、災害廃棄物処理計画の策定など地域防災力の充実に図ってきた。また、本市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているほか、本市の周辺市町が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されており、南海トラフ地震防災対策推進計画の策定、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への対応が必要となっている。

これらの状況を踏まえ、防災関連法令の改正や上位計画の修正等との整合を図り、本市の防災体制及び災害対策をより実効性の高いものとするため、鴨川市地域防災計画の改訂案を作成した。

第2 計画の構成

鴨川市地域防災計画は、計画全体の基本事項を示す総則、災害種別の計画(地震・津波、風水害等、大規模事故の3種類)及び資料の5つの編で構成している。

また、災害種別の計画(地震・津波、風水害等、大規模事故)は、平時の取組(災害予防計画)、災害時の対応(災害応急対策計画)及び災害からの回復(災害復旧・復興計画)の3つの局面を考慮して構成している。

今回、地震・津波編に「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対応計画」を追加した。また、東海地震関連情報が発表されないこととなったことから、東海地震対応計画を削除した。

〈鴨川市地域防災計画改訂案の構成・要旨〉

編構成	概要
総 則 編	▶ 計画の目的、防災関係機関の業務大綱、災害危険性などを記載
地 震 ・ 津 波 災 害 編	▶ 災害予防計画では、地震や津波に強い地域づくり、社会づくり、住民等の防災行動力の向上などハードとソフトの両面から減災施策を記載 ▶ 災害応急対策計画では、災害対策本部等の防災体制、災害防御活動、被災者支援策などを記載 ▶ 災害復旧・復興計画では、生活再建支援策、復旧・復興措置などを記載 ▶ 東海地震対応計画では、東海地震関連情報発表時の対応等を記載してい

	<p>たが、東海地震関連情報の発表停止に伴い削除【廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 南海トラフ地震防災対策推進計画を追加し、南海トラフ地震関連情報発表時の対応等を記載【新設】 ▶ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対応計画を追加し、後発地震注意情報への対応等を記載【新設】
風水害等編	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 総則では、高潮浸水想定や加茂川などの洪水浸水想定を記載 ▶ 災害予防計画では、治水対策、水防活動の備えなどを記載 ▶ 災害応急対策計画では、高潮、洪水時の水防活動、避難対策などを記載 ▶ 災害復旧・復興計画では、生活再建支援施策、復旧・復興措置などを記載
大規模事故編	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、道路災害、海上災害、放射性物質事故の予防計画、応急対策を記載

第3 主な改訂事項

【〇〇編】は主に記載したページを示す。

(1) 関係法令との整合

ア 災害対策基本法（以下「基本法」という。）の改正に伴うもの

- ▶ 避難指示等の発令時に市内に緊急避難場所等を確保できず、他市町村への立退きが有効な場合は、当該市町村長と協議して広域避難を実施することを追加した。

【地・津-73】

- ▶ 従来の避難行動要支援者名簿に基づいて作成する個別計画は、基本法に基づく「個別避難計画」として整備し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者が同意した場合は避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供することを明記した。

また、災害が切迫し避難支援を特に必要とする場合は、避難行動要支援者名簿と同様に、同意がなくても個別避難計画情報を必要な限度で避難支援等関係者に提供することを追記した。
※避難支援等実施者とは、個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者をいう。

【地・津-22】

- ▶ 緊急通行車両の事前届出制度が廃止となり、災害発生前の確認手続きが可能となり、緊急通行車両の標章及び確認証明書が事前に交付されることとなった。

これを踏まえ、市や関係機関が災害応急対策に使用する車両の事前確認手続きを進めることを明記した。

【地・津-62】

- ▶ 市は物資の備蓄状況を毎年公表することとなった。このため、内閣府が令和7年1月に公表した「災害用物資・機材等の備蓄状況に関する調査結果」の品目を参考に公表することとした。

【地・津-14】

イ 災害救助法の改正等に伴うもの

- ▶ 避難所の設置については、災害発生前から必要に応じて災害救助法が適用されるようになったこと、市が委託するボランティア活動の調整事務が救助法の対象経費となったことから、これらの対応要領を明記した。

【地・津-46・48】

- ▶ 災害救助法による被災住宅の応急修理の支援対象が“半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）”

に拡充され、また、“住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理”と“日常生活に必要な最小限度の部分の修理”に区分されたことから、これらの対応要領を明記した。

【地・津-90】

- ▶ 災害救助法による救助の種類に、「福祉サービスの提供」が追加されたことから、要配慮者の①情報把握、②相談、③避難生活の支援、④避難所への誘導、⑤臨時の福祉避難所設置について対応要領を明記した。

【地・津-102】

ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法によるもの

- ▶ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策推進地域には指定されていないが、本市の海岸、漁港が一部浸水することが予測されていることから、後発地震への注意を促す情報※が発表された場合の防災対応等を明記した。【地震・津波編】
※日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアでマグニチュード7以上の地震が発生し、大規模な地震が後発する可能性が高まった場合に気象庁が発表する。

(2) 上位計画等との整合

ア 防災基本計画（以下「基本計画」という。）の修正や国の指針の改訂

- ▶ 「5段階の警戒レベル」、避難情報のガイドラインの改訂を踏まえ、洪水等を対象とした高齢者等避難（レベル3）、避難指示（レベル4）、緊急安全確保（レベル5）の発令基準を修正した。
【風水-31~34】
- ▶ 総務省が創設した「応急対策職員派遣制度」を活用し、災害マネジメントを支援する「総括支援チーム」や避難所運営・罹災証明等を支援する「対口支援チーム」の派遣を要請することを明記した。
【地・津-49】
- ▶ 立地適正化計画により都市のコンパクト化及び防災まちづくりを推進する際は災害リスクを考慮してハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとされたことから、災害のリスク評価を踏まえ、土砂災害等に強い土地利用の推進に努めることを明記した。
【風水-7】
- ▶ 生き埋め等の現場において要救助者を迅速に把握するため、安否不明者の氏名等を公表して安否情報を収集する必要がある場合は、県と連携して、氏名等の公表、情報の収集・精査をし、安否不明者の絞り込みを行うことを明記した。
【地・津-41】
- ▶ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改定、南海トラフ地震関連情報の運用開始を踏まえ、南海トラフ地震防災対策推進計画を本計画に位置付け、南海トラフ地震関連情報発表時の対応等を明記した。
【地・津-122~125】
- ▶ 令和6年能登半島地震の検証結果を踏まえた防災基本計画の改訂
 - ① 円滑な受援のため、応援職員等の宿泊可能な施設や仮設可能なスペースを事前にリスト化するよう努めることを明記した。
【地・津-51】
 - ② 避難者の円滑な受入れのため、指定避難所のレイアウト等の利用計画の事前作成、車中泊避難者の支援体制の整備に努めることを明記した。
【地・津-16】

イ 千葉県地域防災計画の修正や県の調査・指針の改訂

- ▶ 「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、大規模災害時には鴨川市総合運動施設が自衛隊、消防、警察の広域防災拠点として救援活動を展開することを踏まえ、「千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定」に基づき、県と連携して拠点の開設、運営を円滑に行うことを明記した。【地・津-51】
- ▶ 長周期地震動階級3以上が観測された場合、千葉県は情報収集体制をとることから、本市においても連絡体制をとることを明記した。【地・津-26】
- ▶ 避難所において要配慮者の福祉的支援ニーズの把握、各種相談対応等を行う千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)が創設されたことから、災害時には必要に応じてDWATの派遣要請を行うことを明記した。【地・津-102】
- ▶ 洲貝川、曾呂川、待崎川、ニタ間川・袋倉川、神明川、大風沢川、開戸川の洪水浸水想定区域が追加されたこと、また、高潮浸水想定区域が新たに指定されたことから、これらの浸水区域の特徴を明記した。なお、浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設※は資料編に明記した。【総-23~25】
※要配慮者利用施設とは、要介護認定者、障害者等の要配慮者が入所・通所する施設で、浸水想定区域にかかる施設の管理者等は、水防法に基づいて施設利用者の円滑な避難を確保するための計画（「避難確保計画」という。）の作成や避難訓練の作成が義務となる。
- ▶ 違法盛土の総点検結果等を踏まえ、危険な盛土については関係法令に基づいて県と連携して撤去命令等行うほか、対策が完了するまでの間に避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合は、県に助言や支援を求めることを追記した。【風水-7】

(3) 市の取組等の反映

ア 鴨川市防災マップ（web版）の作成

- ▶ 洪水、津波、土砂災害、地震のハザードや避難施設等をWEBで閲覧できる防災マップを作成、公表したことを踏まえ、このマップを活用して適切な警戒避難行動を普及することを明記した。【地・津-1、風水-7】

イ 国土強靱化地域計画の策定

- ▶ 巨大地震や集中豪雨等の大規模自然災害等に備えた事前防災・減災、迅速な復旧復興に係る施策について定めた「鴨川市国土強靱化地域計画」と調和し、防災対策を推進することを明記した。【総-1】

ウ 水道事業の広域化

- ▶ 安房地域における水道事業の統合・広域化に伴い、令和8年度から安房郡市広域市町村圏事務組合が水道事業を経営することから、水道関係の災害対策は、市と安房広域が相互に協力して行う事務とした。【総-6、地・津-84】